

平成 31 年度 保育施設入園申込案内



◆お問い合わせ先

盛岡市福祉事務所（担当：子ども未来部子育てあんしん課入園係）

〒020-0884 盛岡市神明町 3 番 29 号（盛岡市保健所 1 階）

電話（ダイヤルイン）019-626-7511（代表番号）019-651-4111（内線）6149～6155

ファックス 019-652-3424

盛岡市のホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp>

① 保育施設とは

保護者が働いていたり、病気にかかっていたりしているため、日中お子さんの保育ができないとき、保護者に代わってそのお子さんを保育するところです。

したがって、保育施設に入園できるのは、集団保育が可能で保育の必要性が認められたお子さんです。「集団生活を経験させたい」等の理由では、入園することができません。

【注】 祖父・祖母については、住民票上で世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合には同居の取り扱いとなります。

- 保育実施期間： お子さんの小学校就学前までの保育の必要性に応じて、保育を実施します。
- 開園時間： 概ね午前7時から午後6時までの間、保育の必要性の程度に応じて保育します。また、延長保育を行っている施設もあります。（詳しくは保育施設一覧で確認してください。）
- 入園時期： 入園は毎月1日からです。月の途中からの入園はできません。
- 給食： 2歳までは完全給食。3歳以上は副食給食となります（主食はお持ちください）。
- ならし保育： 入園して保育施設に慣れるまでの1週間程度は、午前中の保育となります。
- 保育料： 保護者（扶養義務者）にお支払いいただきます。

② 入園申込みができる方とは

盛岡市に居住していて、次のいずれかの事情により保護者が日中お子さんの保育ができない方です。申込みの際、下記に該当しているか確認します。（該当しない場合は、申込できません。）

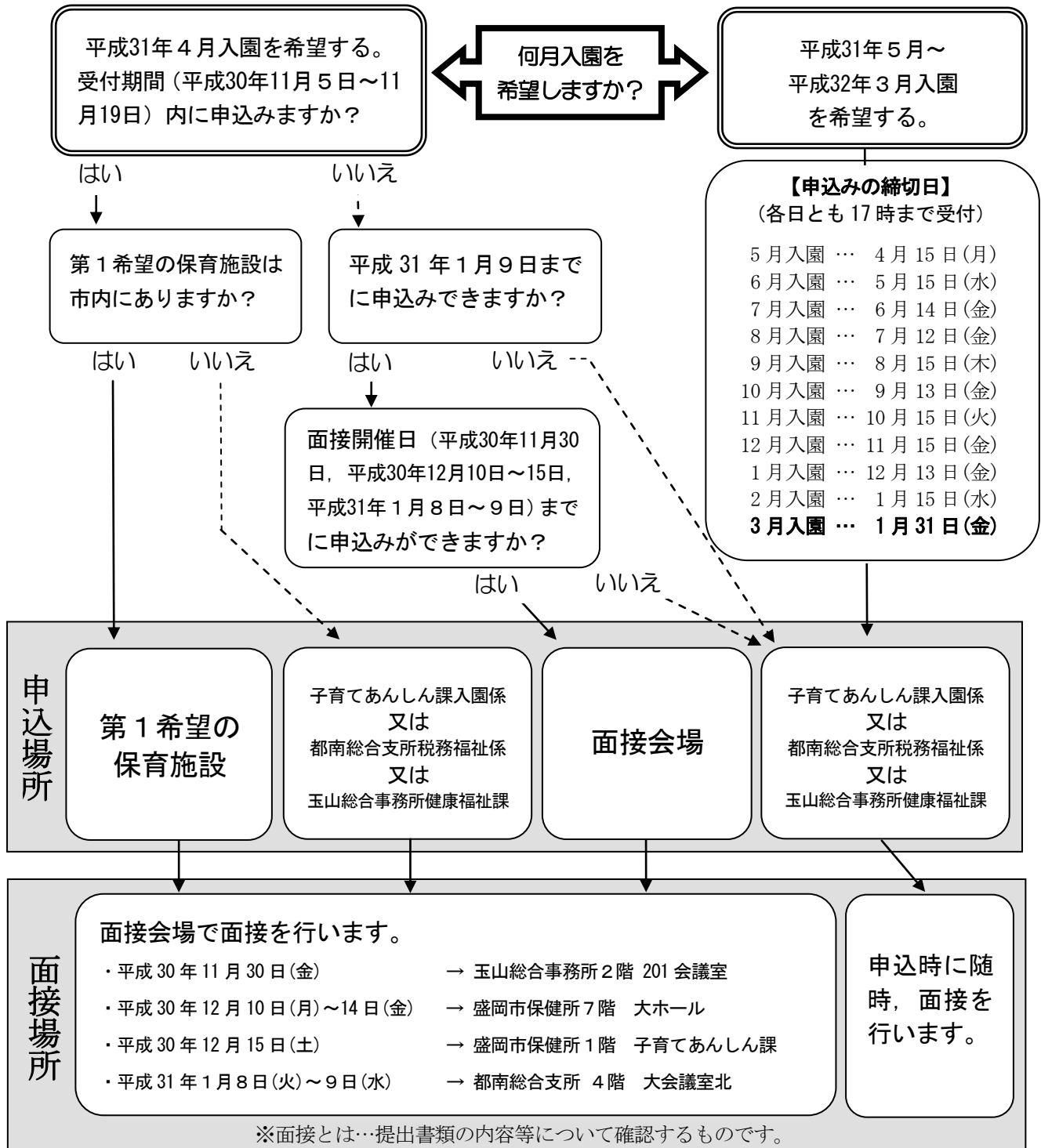
- ① 居宅外で労働している又は居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をしていることを常態としていること。（月48時間以上。）
- ② 妊娠中であるか、又は出産後、間がないこと。（出産予定日の産前8週、産後8週。）
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。
- ④ 長期にわたり疾病の状態にある親族、又は精神若しくは身体に障がい有する親族を常時介護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑥ 求職活動をしていること。（ただし、保育施設に入園した日から3か月以内に就職をしていただかなければ退園となります。入園している期間は求職活動報告書の提出が必要。）
- ⑦ 虐待やDVのおそれがあること（家庭相談員との関わりが必要。）
- ⑧ 就学（専門学校・職業訓練校などに月48時間以上通っている場合も含む。）
- ⑨ 市長が認める前各号に類する状態にあること。

※里帰り出産や保護者の勤務地の都合などにより、盛岡市以外に居住している方が申込みを希望される場合は、お住まいの市町村の入園担当課にご相談ください。

3 入園申込みから保育施設入園まで

平成31年4月入園を希望する方の受付は、平成30年11月5日から19日まで各保育施設で行います。その後については、下記フローチャートでご確認ください。

平成31年5月から平成32年2月までの入園申込みは、入園希望する月の前月15日（15日が閉庁日の場合は直前の閉庁日）、平成32年3月入園は平成32年1月31日まで、子育てあんしん課入園係、都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課で受け付けます（郵送不可）。



いいえ ↓

いいえ ↓

いいえ ↓

いいえ ↓

面接会場

面接会場

面接会場

面接会場

面接会場

面接会場で行います。

- ・平成30年11月30日(金) → 玉山総合事務所2階 201会議室
- ・平成30年12月10日(月)～14日(金) → 盛岡市保健所7階 大ホール
- ・平成30年12月15日(土) → 盛岡市保健所1階 子育てあんしん課
- ・平成31年1月8日(火)～9日(水) → 都南総合支所 4階 大会議室北

申込時に随時、面接を行います。

面接及び書類審査等によって確認した内容に基づき、福祉事務所で入園選考を行います。入園できなかった場合、「保育施設入園申込書」は平成32年3月入園選考まで有効です。3月入園までの毎月、入園選考を行います。

入園選考は、福祉事務所で公正な基準・方法により行い、保育の必要性の程度の高い順に入園決定します。申込み順ではありません。

第1希望の保育施設に入園できない場合は、第2希望以下の保育施設での入園選考を行います。



平成31年4月 入園希望

入園の可否については、2月末までに子育てあんしん課から文書で通知があります。

平成31年5月～平成32年3月 入園希望

入園申込み締切日（2ページをご覧ください。）から約1週間後に、電話又は文書で通知があります。

入園できる場合

入園できない場合

入園できる場合

入園できない場合

通知方法

子育てあんしん課から文書（内定通知書）が郵送されます。

子育てあんしん課から文書（保留通知書）が郵送されます。

入園できる保育施設から電話にて連絡があります。

子育てあんしん課から文書（保留通知書）が郵送されます。

入園できる場合

入園できない場合

入園する保育施設で入園説明会が行われますので、参加してください。入園説明会の日程は、入園時期や保育施設によって異なりますので、入園内定後お知らせいたします。

月の初日からの入園となります。

「保育所施設入園申込書」は平成32年3月入園選考まで有効となりますので、3月入園までの毎月、入園選考を行います。

入園希望月の翌月以降の入園可否については、入園が内定した場合のみ子育てあんしん課入園係から電話で連絡があります。

【注】

- 1 申込みを取り下げる場合や入園内定を辞退する場合は、速やかに子育てあんしん課入園係にご連絡ください。
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合は、内定は取消とし、入園後明らかになった場合は保育の実施を解除することがあります。



4 入園申込み時の提出書類について

必要な書類は、次の①から⑥の6種類です。③～⑥は、各家庭の状況により異なりますので、それぞれ必要な書類を提出してください（郵送不可）。ただし、書類を提出しない場合又は提出書類に不備がある場合、入園の選考ができない場合があります。

- ① 保育施設入園申込書（入園するお子さん1人につき 1部）
 - ② 健康状態等調査票（入園するお子さん1人につき 1部）
 - ③ 入園希望月時点の家庭の状況を確認する書類（保護者1人につき 1部）
- ※求職活動中の方は不要です。

家庭の状況		提出書類	書類の提出が必要な方	
就労	お勤めの方	就労証明書（※）	父、母	
	自営・農業の方	就労状況申告書（※）		
	内職の方	就労証明書（※）		
疾病等	疾病のある方	診断書（※）		
	障がいのある方	身体障がい1～2級 精神障がい1級 療育手帳 A 介護保険 要介護4～5		障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し
		上記以外		診断書（※）
看護等	障がい者や病人の看護・介護をする方	身体障がい1～2級 精神障がい1級 療育手帳 A 介護保険 要介護4～5 特別児童扶養手当1級		障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し
		上記以外		診断書（※）
		出産		母子健康手帳の表紙及び出産予定日のページの写し
その他	大学生、大学院生	在学証明書		
	専門学生、職業訓練生	在学証明書、受講決定通知書、時間割表		
	上記以外の方	子育てあんしん課入園係にお問い合わせください。		

※「就労証明書」、「就労状況申告書」、「診断書」は市の定める様式を使用してください。

各様式は子育てあんしん課、都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課、市内保育施設にあります。また、保育施設入園申込みに必要な用紙は市のホームページでダウンロードできます。（市のホームページ<http://www.city.morioka.iwate.jp>→オンラインサービス→申請書→子育て→保育）

- ④ 教育・保育給付受給資格認定申請書（入園するお子さん1人につき 1部）

「保育の必要性の認定申請」をしていただくために必要な書類です。詳細は『5保育の必要性の認定申請について』をご覧ください。

- ⑤ 口座振替依頼書（1世帯につき 1部）

保育料の納付は、口座振替（指定金融機関口座からの自動引落とし）となります。

すでに保育施設に入園しているお子さんがおり、口座振替の手続きをされている方は、口座振替依頼書の提出は必要ありません。なお、特別な事情により口座振替の手続きができない場合はご相談ください。

※ただし、認定子ども園や小規模保育施設に入園が決まった場合は、各施設の様式による提出が必要になります。

- ⑥ 在園証明書（幼稚園在園児等1人につき 1部）

保育施設入園申込み児童の就学前の兄や姉が、幼稚園に在園している場合や、特別支援学校幼稚園部・情緒障害児短期治療施設通所部に入園又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、保育料の軽減措置があります。各幼稚園が発行する平成31年4月以降の在園証明書や上記施設等の利用児童であることを証明する書類を提出してください。

※ これら以外にも、場合によっては保育料算定のために必要な書類（1世帯につき、1部）を提出していただく場合があります。詳細は6に記載していますのでご覧ください。

5 保育の必要性の認定申請について

小学校入学前のお子さんが、保育園や認定こども園、小規模保育施設等での「保育」を希望する場合は、入園申込書の他に「保育の必要性の認定申請」が必要となります。お子さんの年齢や保護者の就労状況、家庭状況から、市が必要性を判断し、認定証を発行します。

なお、平成 30 年 10 月からのマイナンバー（個人番号）による税情報等の情報連携の本格運用開始に伴い、平成 31 年度から、認定申請書にマイナンバーを記載していただくこととなりますので、申請の際は、マイナンバーの分かる書類と本人確認のできる書類をお持ちください。（※詳細は、教育・保育給付受給資格認定申請書裏面をご覧ください。）

① 認定区分

認定区分	対 象 者	主な利用先
1号認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園などで 教育 を希望される場合。	幼稚園、認定こども園
2号認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所や認定こども園などで 保育 を希望する場合。	保育所、認定こども園
3号認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所や認定こども園などで 保育 を希望する場合。	保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育

※ 2号、3号認定のお子様は、保護者の就労時間などにより、施設を1日で最長11時間利用できる「保育標準時間認定」と、1日で最長8時間利用できる「保育短時間認定」に区分されます。

② 教育・保育給付受給資格認定申請書の提出について

認定区分	対 象 者
1号認定	認定申請書（1号認定用）は、施設に随時提出。 マイナンバー届出用紙は、別途、市に提出。
2号認定	4月入園申込の方は、11月以降に行われる入園面接会時、5月以降の入園申込の方は申込時に市に提出。
3号認定	

6 保育料について

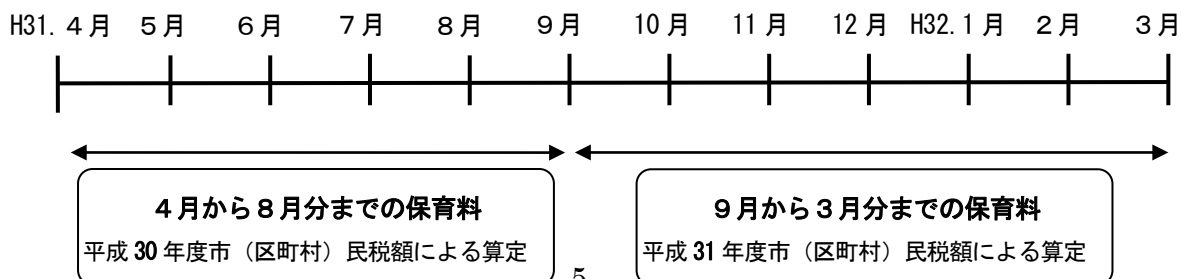
保育料は、国、盛岡市の負担金とともに、保育施設を適切に運営するための経費をまかなうものとして、保護者の皆さんに負担していただいているものです。

なお、保育料は保護者（扶養義務者）にお支払いいただきます。

① 保育料の算定について

保育料は4月から8月分については保護者の平成 30 年度市（区町村）民税の額、9月分以降については平成 31 年度市（区町村）民税の額とお子さんの年齢によって、市で決定します。**公立・私立、市内・市外保育施設を問わず盛岡市民は同じ算定方法です。**

未申告の方は、必ず申告をお済ませください。入園決定後も市（区町村）民税が把握できない場合は、暫定的に最高額で保育料を算定することになりますのでご注意ください。



② 税資料の提出が必要な方

基本的に税資料の提出は不要ですが、次に該当する方は提出が必要になります。

必要な税資料については、③をご覧ください。

- ・平成30年1月1日現在の住民登録地が盛岡市以外の方で、教育・保育給付受給資格認定申請書にマイナンバーの記載（届出）が無い方（平成30年度分の税額確認のため）
- ・平成31年1月1日現在の住民登録地が盛岡市以外の方で、教育・保育給付受給資格認定申請書にマイナンバーの記載（届出）が無い方（平成31年度分の税額確認のため）
- ・単身赴任されている方で、教育・保育給付受給資格認定申請書にマイナンバーの記載（届出）が無い方

③ 必要な税資料について

保育料算定に必要な税資料は以下の通りです。

※いずれの書類についても写しで構いません。

提出書類	発行者・請求先
所得（課税）証明書 ※所得及び課税額が記載されているもの	各市区町村
特別徴収税額通知書（住民税が給与天引きされている方）	
市（区町村）民税課税明細書（住民税を直接納付している方）	

※所得税や市（区町村）民税の修正申告等により税額が変更になった方は、保育料が変更になることがありますので、子育てあんしん課までご連絡ください。

④ 保育料の納付について

<公立保育園（市内）及び私立保育園（市内・市外）に入園された方>

- ・保育料の納付先 … 盛岡市
- ・保育料の通知 … 納入通知書を保育施設を通じてお渡しします。指定金融機関で納期限までに納付してください
- ・保育料の納期限 … 各月末日（末日が金融機関の閉行日の場合は翌開行日）
※口座振替の手続きをされている方は、納期限の日に指定口座から自動的に引き落としとなります。

※毎月1日現在保育施設に在籍している方は、利用日数に関わらず1か月分の当該月分の保育料をお支払いいただきます。

※すでに保育施設に入園しているお子さんがおり、口座振替の手続きをされている場合は、新規に入園するお子さん（きょうだい）の保育料は、自動的に同一口座からの振替になります。

<認定こども園・小規模保育施設（市内・市外）に入園された方>

- ・保育料の納付先 … 各施設
- ・保育料の通知 … 各施設（保育料は盛岡市が算定します。）
- ・保育料の納期限 … 各施設に確認してください

<公立保育園（市外）に入園された方>

- ・保育料の納付先 … 施設所在地の市町村
- ・保育料の通知 … 施設所在地の市町村（保育料は盛岡市が算定します。）
- ・保育料の納期限 … 施設所在地の市町村に確認してください

⑤ その他

保育料を滞納した場合は、児童手当からの保育料特別徴収や不動産・給与・銀行預金等の財産調査を実施し、差押処分をすることがあります。保育料の支払いが困難なときは、お早目に納付方法についてご相談ください。

また、疾病、事業不振、廃業、失業等のやむをえない事情により、前年に比べて扶養義務者の合計所得が半分以下に減少し、支払いが困難な場合には、保育料を減免することもあります。

詳しくは、子育てあんしん課にお問い合わせください。

7 保育の実施について

保育の実施期間	<p>小学校就学迄の保育の必要性があると認められた期間です。必要性がない場合は退園となります。</p> <p>日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）等は休みとなります。</p> <p>求職活動を理由にした入園期間は1年度内3か月が限度です。</p> <p>産前産後を理由に入園の場合は、期間満了後、再度入園申込みが必要です。</p>
保育時間	<p>概ね標準時間が午前7時から午後6時までの間、短時間（※）が施設で定めた時間で、それぞれ必要性に応じて保育します。なお、延長保育も行っておりますので、就労時間等の都合により希望する方は所定の用紙で申込みをしてください。延長保育料がかかります。</p> <p>※求職活動中の方と就労時間が10:00～15:00の方を短時間としています。</p> <p>保育時間は、公立保育園は8:30～16:30、私立保育園、認定こども園及び小規模保育施設は施設ごとに定めています。この時間を超過する場合は延長保育料がかかります。</p>
給食	<p>2歳までは完全給食、3歳以上は副食給食となります（主食はお持ち下さい）。</p> <p>また、食物アレルギー等の理由で除去食が必要な場合は、入園申込の時に必ずお申し出ください。お弁当をお持ちいただく場合があります。</p>
変更	<p>家庭状況、住所、勤務先等に変更があった場合や転園を希望する場合は、所定の用紙を提出してください。</p>
求職活動報告書	<p>入園中に求職活動をする方は、毎月の活動状況を「求職活動報告書」に記入し、保育施設へ提出してください。（求職期間は1年度内で3か月が限度です。）</p>
発達支援保育	<p>発達に遅れのあるお子さんや軽度の障がいを持つお子さんで集団保育が可能なお子さんの発達を支援する保育を実施しています。事前に集団での保育が可能かどうかを確認するため、3日程度保育施設で「お試し保育」を行う場合があります。</p>
ならし保育	<p>集団生活や新しい環境にお子さんを慣らすため、入園して1週間程度は、午前中にお迎えにきていただきます。</p>

- 【注】 1 入園後、退職した場合は退園となりますので、「退園届」を提出してください。ただし、退職後に求職活動をする方は、保育の実施期間及び保育時間を変更しますので、「変更届」を提出してください。
- 2 「退園届」、「変更届」は市内保育施設、子育てあんしん課、都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課にあります。
- 3 「延長保育利用申込書」は、市内公立保育園分は市内公立保育園、子育てあんしん課、都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課にあります。市内公立保育園分以外は、各保育施設にお問い合わせください。
- 4 各様式は市のホームページでダウンロードすることができます。
 （市のホームページ：<http://www.city.morioka.iwate.jp> → オンラインサービス→申請書 → 子育て→保育）



8 こんな保育もあります。



利用料金や利用時間等、詳しくは実施保育施設等へお問い合わせください。

● 休日保育 ●

お仕事等によりお子さんを、休日に家庭で保育することが困難な場合、代わりに保育する事業です。実施保育施設は、別紙「盛岡市の保育施設一覧」をご参照ください。通常他の保育施設に入園している方も利用することができます。

利用する場合は、事前に申込みが必要です。利用を希望する保育施設に直接申込みをしてください。

● 一時預かり ●

保育施設に入園していないお子さんを就労、病気、冠婚葬祭などで保護者が一時的に家庭で保育できない場合や、育児疲れを解消したい場合等、代わりに保育する事業です。実施保育所は、別紙「盛岡市の保育施設一覧」をご参照ください。

利用する場合は、事前に申込みが必要です。利用を希望する保育施設に直接申込みをしてください。（1か月間の利用日数は14日以内の制限があります。）

● 病児・病後児保育 ●

お子さんが病気で保育施設に登園できない場合、病院に併設した保育施設でお子さんを預かり、看護師、保育士が安全の確保、健康管理を行います。

- たんぼぼ病児保育所 TEL662-5619
- 虹っ子ケアルーム TEL635-4440
- ままぼけっと TEL631-1129
- フレンズ病児保育室 TEL662-3326

利用する場合は、事前に施設に申込みをしてください。



● 盛岡市ファミリーサポートセンター ●

残業や病気などで、保護者が保育施設の迎えに行けなくなったときなどに利用できる会員組織です。利用の際は事前の会員登録が必要となります。

- 盛岡市ファミリーサポートセンター TEL625-5810



9 よくあるお問い合わせ



◆入園に関することについて

Q1：現在、一人目の子どもの育児休業中で5月15日に職場復帰をする予定ですが、何月からの入園を希望することができますか？

A： ならし保育の期間を考慮し、職場復帰の前月の4月入園から申込みができます。なお、毎月16日以降に職場復帰する方は、ならし保育に対応できる期間があるため、職場復帰月からの入園申込みとなります。

Q2：6月15日に二人目の子どもが生まれ、育児休業を取得する予定です。現在、一人目の子どもが保育施設に入園していますが、継続して入園することは可能ですか？

A：入園中のお子さんがある場合は、育児休業中も継続して入園することができますが、育児休業期間は1年（二人目のお子さんの誕生日の前日まで）を限度としています。

二人目のお子さんの誕生日が6月15日の場合は、翌年の6月15日までに復職されますと翌年の7月以降も継続して入園することができますが、育児休業を1年を超えて取得される場合は、入園中のお子様は翌年の6月末で退園となります。

Q3：6月24日が出産予定日ですが、上の子は産前産後の理由で何月からの入園を希望することができますか？

A：出産予定日から8週間前の日が属する月の初日から申込みができます。6月24日が出産予定の場合は8週間前の日が4月30日になるため、4月入園から申込みができます。6月25日が出産予定の場合、8週間前の日が5月1日になるため、5月入園からの申込みができます。

また、産後の8週後の属する月の月末（6月24日が出産予定の場合、8週後の日が8月19日なので8月末）までが保育実施期間となります。なお、実施期間で退園となるため、それ以降利用希望の場合は、再度申込みが必要となり、再度選考を行い入所可となれば継続利用となります。

Q4：父母の離婚・結婚により家庭状況が変わったのですが、なにか手続きをするのですか？

A：「保育施設入園申込書」の記載内容に変更があった場合（住所・連絡先・家庭状況の変更等）は、速やかに保育施設に連絡をしてください。その上で、「変更届」に変更内容を記載し、保育施設、又は子育てあんしん課に提出してください。

なお、結婚をした場合は新たに保護者となった方について保育の必要性を確認する書類（「就労証明書」等）の提出が必要になります。

Q5：現在通っている保育施設から他の保育施設に移ることはできますか？

A：「保育施設転園申込書」に転園希望先の保育施設を記載し、子育てあんしん課又は入園中の保育施設に提出してください。申込の締切日は、転園を希望する月の前月の15日（3月に転園を希望する場合は1月末日）までです。なお締切日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が締切日となります。希望の保育施設に移ることができるかどうかは、入園の場合と同様に選考して決定します。

転園が内定した時点で、現在入園している保育施設には別の児童が内定していますので**元の保育施設には戻れません**。希望を取下げる場合は、毎月の申込み締切日までに子育てあんしん課に申し出てください。**ならし保育は必要です**。

Q6：3か月の求職活動で就職できなかったのですが、保育施設の利用を続けることはできますか？

A： 求職期間は1年度内で3か月が限度です。3か月で就職できなかった場合は、退園となります。退園となった場合、同一年度内に求職活動を理由に再度入園することはできません。また、保育施設入園後に退職をした場合も同じ取り扱いとなります。

Q7：盛岡市から転出するのですが、手続きは必要ですか？

A： 転出する月の15日まで（月初日転出の場合は前月末まで）に「退園届」を保育施設又は子育てあんしん課に提出してください。なお、入園申込みは住民登録のある市町村にさせていただくこととなりますので、現在入園している保育施設に継続して入園を希望する場合は、その旨を転出先の保育施設担当課に申し出て入園手続きをしてください。

Q8：「就労証明書」や「就労状況申告書」の内容は確認するのですか？

A： 就労状況を勤務先に確認したり、実地確認や報酬明細等の別の書類によって確認する場合があります。

確認の結果、記載内容に虚偽があった場合は入園内定を取消とし、入園後明らかになった場合は保育の実施を解除することがあります。

Q9：保育施設は何か所まで希望できますか？

A： 希望はいくつでも構いませんが、通園が可能な保育施設を記入してください。入園希望欄に記載のない保育施設は、空きがあっても選考の対象となりません。また、「第1希望だから有利」「第△希望だから不利」ということはありません。第1希望のみ記入したからといって、その保育施設の入園選考において有利になることはありません。また、複数の保育施設を希望したからといって、上位希望の保育施設の入園選考において不利になることもありません。

Q10：希望の保育施設は空いていないと言われました。空きがない保育施設を希望することはできますか？

A： 空きがなくても保育施設を希望することはできます。申込後に空きがでることや、急な退園などによって、選考中でも空きが発生することもあります。申込み時点での空き状況に左右されず、必ず、入園を希望する順に記入してください。



◆保育料に関することについて

Q11：通常の保育料で何時から何時まで保育施設を利用することができますか？

A： 通常の開園時間は午前7時から午後6時までの間で、保育の必要性に応じた時間です。
定まった保育時間以降の保育を希望する方は、「延長保育」を利用することができます。別に申込みが必要ですので、各保育施設にお問い合わせください。また、延長保育料がかかります。

Q12：離婚し、母子（父子）家庭となったのですが、保育料は無料になりますか？

A： 保育料は保護者の方の住民税の課税額に基づき決定しますので、無料になるとは限りません。

◆その他について

Q13：日曜日にも仕事がありますが、希望している保育施設は日曜日には開いていません。日曜日にも保育してくれる保育施設はありますか？

A： 市内では、休日も保育を実施している保育施設があります。保育施設に入園していないお子さんや、休日保育を実施していない保育施設を利用しているお子さんでも利用することができます。

実施保育所は、別紙「盛岡市の保育施設一覧」をご参照ください。利用する場合は、事前に申込みが必要です。利用を希望する保育施設に直接申込みをしてください。また、休日保育料がかかります。

Q14：残業のため、迎えの時間に間に合わないのですが、代わりに迎えに行ってくれるサービスがありますか？

A： 残業や病気などで、保護者が保育施設の迎えにいけなくなったときなどにお子さんの送迎や託児の利用ができる「盛岡市ファミリーサポートセンター」という会員組織があります。
保育所施設に入園していない方も利用できます。

●盛岡市ファミリーサポートセンター
(若園町2-2) TEL625-5810



※利用する場合は、事前の会員登録が必要となります。また、利用する前に申込みが必要です。直接「盛岡市ファミリーサポートセンター」に申込みをしてください。また、利用料がかかります。

Q15：子どもが病気で保育施設に登園できませんが、仕事を休むことができません。どこか預ける施設はありますか？

A： 病気の治療中又は回復期のお子さんを預かり、看護師・保育士が安静の確保、健康管理を行う「病児・病後児保育」という制度があります。保育施設に入園していない方も利用できます。

- たんぽぽ病児保育所 上田宇松屋敷11-14（もりおかこども病院に併設） TEL662-5619
ホームページ：http://www.aiji.or.jp/
- 虹っ子ケアルーム 津志田26-30-1（川久保病院内） TEL635-4440
ホームページ：http://www.morioka-medi-coop.or.jp/care_room.html
- 病児保育室「ままぼけっと」 向中野三丁目10-6（杜のこどもクリニック内） TEL631-1129
- フレンズ病児保育室 緑が丘四丁目1-50 アスティ緑が丘1階（森田小児科医院内） TEL662-3326

※利用する場合は、施設に直接お申込みください。（利用料がかかります。）

Q16：病院にお見舞いに行きたいのですが、その間だけ子どもを預かってくれる所はありませんか？

A： 保育施設に入っていないお子さんを就労、病気、冠婚葬祭などで保護者が一時的に家庭で保育できない場合や、育児疲れを解消したい場合等、代わりに保育する「一時預かり」をご利用いただけます。

実施保育施設は、別紙「盛岡市の保育施設一覧」をご参照ください。一時預かりを利用する場合は、事前に申込みが必要です。利用を希望する保育施設に直接申込みをしてください。また、一時預かりの保育料がかかります。

※ 1か月間の利用日数は14日以内の制限があります。

Q17：小規模保育施設等の2歳児クラスまでの保育施設に入園が決まった場合、3歳児クラス以降も引き続き保育施設を利用したい場合は、どのような手続きをすればいいですか？

A： 3歳児クラス以降も引き続き保育施設を利用したい場合は、4月の申込期間までに転園届を提出してください。なお、3月選考までに転園が決まらない場合、4月選考においては保育施設を継続利用していただくために転園優先者として優先順位を高くして選考します。

※ただし、入所枠の関係上、希望園に内定しない場合があります。その場合は調整をさせていただきます。

